

◆◆◆ 市民税・県民税 申告書（分離課税等用）について ◆◆◆

この申告書では、市民税・県民税の申告書の記載の所得とは別に分離されて適用される税率や計算によることとなる所得等について記載するものです。

1 土地・建物等に係る分離課税の短期・長期譲渡所得について

(1) 短期・長期所有資産の区別

- 短期 . . . 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの
- 長期 . . . 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの

(2) 軽減・特定・軽課の区分

- 一般分(短期・長期) . . . 下記以外のもの
- 軽減分(短期) . . . 国等に譲渡したものや収用交換等により譲渡したものなどで一定のもの
- 特定分(長期) . . . 優良住宅地の造成等のために譲渡したもので一定のもの
- 軽課分(長期) . . . 所有期間が10年を超えて譲渡した居住用財産で一定のもの

(3) 必要経費

譲渡所得の収入金額から控除されるものには、その資産の取得費と譲渡に要した費用があります。

- 取得費 資産の取得価格や設備費(期間が経過するごとに価値の減少する資産の取得費は「償却費相当額」を控除します)等の合計額

※取得費が不明の場合等 長期所有で取得費が不明な場合、または実際の取得費がその土地建物等の収入金額の5%より少ないときは、その土地建物等の収入金額の5%を取得費とすることができます。(概算取得費)

- 譲渡費用 資産譲渡のため支出した仲介手数料、運搬費、登記・登録手数料、建物の取り壊し費用等

(4) 特別控除・特例適用条文

譲渡所得の特別控除がある場合、その控除額及び該当特例適用条文を記載します。(次はその一例です。)

- 収用等により資産を譲渡した場合 収用等により資産を譲渡した場合で、その譲渡が公共事業施行者からの買取りなどの申出のあった日から6ヶ月を経過した日までに行われたもの等一定の要件にあてはまるとき、その譲渡所得から5,000万円(その所得の額が5,000万円未満のときはその額まで)が控除されます。なお、この場合の特例適用条文は「租税特別措置法第33条の4(措法33の4)」と記載することとなります。
(この特例を受ける場合は、公共事業施行者から交付される「収用等の証明書」「公共事業用資産の買取り等の申出証明書」「公共事業用資産の買取り等証明書」等が必要です。)

※上記以外にも特別控除があります。詳しくはお問い合わせください。

2 株式等の譲渡所得等について

(1) 種類の区分

- 上場株式等の譲渡 . . . 上場株式や特定公社債等を譲渡したことによる所得
- 一般株式等の譲渡 . . . 上場株式等以外の株式等を譲渡したことによる所得
- 先物取引 . . . 商品先物取引等の差金等決済に係る雑所得
- 上場株式等の配当等 . . . 上場株式の配当や特定公社債の利子等を受け取ったことによる所得

(2) 必要経費

株式等の譲渡と先物取引では、「取得費(取得価格)」及びその譲渡に要した「譲渡費用(売買手数料等)」等が経費に該当し、配当等では、株式などを取得するための借入金の利子が経費に該当します。

(3) 配当割額、株式等譲渡所得割額控除額

証券業者等に特定口座(源泉徴収選択口座)を開設し、その口座内に配当等所得や上場株式等の譲渡所得がある場合、所得税及び住民税が源泉徴収されます。この場合、当該特定口座内における所得は申告不要制度を選択することができますが、申告することを選択した場合は源泉徴収された住民税の金額も併せて記載してください。

※平成29年度税制改正により、特定上場株式等の配当や譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、平成29年4月1日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることが明確化されました。所得税の申告内容と異なる課税方式を選択する方は、「特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書(所得税の確定申告と異なる課税方式選択用)」を記入し、令和4年3月15日までに提出してください。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です(該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。)

3 山林・退職所得について

(1) 山林所得

山林の伐採による所得(山林を伐採し譲渡したことによって生ずる所得)又は山林の譲渡による所得をいいます。

- 必要経費 (一般的に次のいずれかの方法で算出します)

①原価計算 . . . 植林費・取得費・伐採費等や譲渡に要した費用等及び事業専従者控除額等の合計額

②概算経費率 . . . その年の15年前の年より所有していた山林等は次の算式で経費を算出できます

$$\{ (収入金額) - (伐採・運搬費等) \} \times (\text{概算経費率} 50\%) + (伐採・運搬費等) + (被災事業用資産の損失金額) = \text{必要経費の額}$$

- 特別控除

山林所得の特別控除額は50万円(山林所得の額が50万円未満のときはその額まで)です。なお、その山林につき収用等があった場合は収用等の特別控除額を控除できます。

(2) 退職所得

退職所得については原則として退職所得の発生した年の1月1日現在の市区町村で課税となります。(現年分離課税制度)なお、この場合他の所得と分離して当該年中に特別徴収(源泉徴収)されますので、一般的に申告をする必要はありません(特別徴収(源泉徴収)の対象でない場合のみ申告が必要となります。)

ここでは分離申告書の一般的なことから説明してあります。
詳細及び不明な点等については岡崎市役所市民税課までお問い合わせください。
また、本書記載の事項については、地方税法等の改正により変更される場合があります。

平成
令和

4年度分 市民税・県民税 申告書（分離課税等用）

[記載例]

フリガナ		アイチ タロウ	整理番号	
氏名	愛知 太郎	生年月日	明・大	13年 3月 3日
		電話番号	昭・平・令	0564 - 23 - 6082

裏面「1 分離課税の短期・長期譲渡所得について（4）特別控除・特例適用条文」を参照してください。

1. 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

所得の種類 (該当する番号を記入)	所得の生ずる場所	特例適用条文				所得金額 (C-D)
		A収入金額	B必要経費	C差引金額 (A-B)	D特別控除額	
③	岡崎市高隆寺町峠1	15,000,000	750,000	14,250,000	14,250,000	0
①短期譲渡（一般分）						
②短期譲渡（軽減分）						
③長期譲渡（一般分）						
④長期譲渡（特定分）						
⑤長期譲渡（軽減分）						

裏面「1 分離課税の短期・長期譲渡所得について（3）必要経費」を参照してください。

裏面「1 分離課税の短期・長期譲渡所得について（4）特別控除・特例適用条文」を参照してください。

譲渡による収入金額を記入してください。なお、特定口座等で「年間取引報告書」がある場合はその収入金額の合計額を記入してください。

取得価格等（裏面「2 株式等の譲渡所得等について（2）必要経費」参照）の合計を記入してください。なお、特定口座等で「年間取引報告書」がある場合はその必要経費の合計額を記入してください。

2. 株式等の譲渡・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類 (該当する番号を記入)	A収入金額		B必要経費		所得金額 (A-B)		配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	
②	8,000,000		7,500,000		500,000		15,000
①	2,000,000		1,850,000		150,000		0
①一般株式等の譲渡							
②上場株式等の譲渡							
③先物取引							
④上場株式等の配当等							

特定口座での譲渡で源泉徴収（特別徴収）ありの場合、「年間取引報告書」記載の住民税（市・県民税）の金額の合計額を記入してください。（裏面「2 株式等の譲渡所得等について（3）株式等譲渡所得割額控除額」を参照してください。）

3. 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A収入金額		B必要経費		C特別控除額		D青色申告特別控除額		所得金額 (A-B-C-D)
	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	
	1,000,000		500,000		500,000		0		0
退職	A収入金額		B必要経費		C差引金額 (A-B)		D特別控除額		所得金額 (C×1/2)
	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	収入金額	源泉徴収	

山林の伐採や譲渡による収入金額を記入してください。

山林所得に係る特別控除額を記載してください。（裏面「3 山林・退職所得について（1）山林所得 ※特別控除」を参照してください。）

必要経費の金額を記入してください。（裏面「3 山林・退職所得について（1）山林所得 ※必要経費」を参照してください。）

4. 特定支出控除の適用がある

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A-〔給与所得控除額+（B-給与所得控除額の1/2）〕 （ただし赤字の場合は0）
円	円	円

※この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。